

最高裁秘書第2058号

令和5年8月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

自由と正義2022年1月号47頁で紹介されている、「22部の歩き方」と題する小雑誌（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和4年11月8日付け（同月11日受付）

2 答申番号

令和5年度（情）答申第5号

担当課 秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240